

# 学齢期の子どもとその家庭を対象とした 家庭教育支援に関する一考察

藤 井 瞳  
(2017年10月4日受理)

A Study on Home Education Support for School-age Children and their Families

Hitomi Fujii

**Abstract:** The purpose of this study was to clarify the current situation and problems concerning home education support for school-age children and their families. Three key results were obtained after conducting an overview of the administrative policies in 2016. 1) Nowadays, home education support concerns not only parent studies but also parent employment support, child education support responses to bullying and truancy and the enhancement of child welfare. 2) The basis of home education support is that parents take the initiative. However, supporters shall take the initiative when responding to problematic families or families who need professional intervention. 3) Even if there are no apparent problems, parents require some degree of home education support. Therefore, it is necessary to support not only pre-school children and their families but also school-age children and their families so that they can access appropriate support based on consultations in familiar surrounds.

Key words: home education support, school-aged children, parent support  
キーワード：家庭教育支援，学齢期の子ども，保護者支援

## I. はじめに

核家族化や都市化が進行している現代では、三世帯世帯の割合の減少やひとり親家庭の割合の増加、共働き世帯の増加など、家庭を取り巻く環境が大きく変化している。そのため、身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や家庭の孤立化など、家庭教育が困難な状況にあることが推察される<sup>1</sup>。「家庭教育の総合的推進に関する調査研究—家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究—」(2017)では、子育てについて悩みや不安が「ある」と回答した人の割合は41.4%であり、2006年度と同調査と比べると4.2ポイント高くなったという結果が示されている<sup>2</sup>。その一方で、家庭教育に関する講座や研修会へ「参加したことがない」と回答した人が57.5%で最も多く、次に多かった回答は「あまり参加しない」の28.4%であるという結果が示された<sup>3</sup>。家庭教育に関して不安や悩みが「ある」と回答

した人は多くなっているが、「講座型」の家庭教育支援に参加した保護者は少ない状況にあることが窺える。

家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会(2004)は、家庭教育支援事業には、「主として公民館等における募集形式により、家庭教育に関心を持ち、自ら進んで学習機会を求める親の参加が中心となるこれまでの学級・講座等とは異なり、意識もライフスタイルも家族の形態も多様化した今の時代に生きる親を幅広く支援すること」<sup>4</sup>が求められていると指摘している。支援の対象も「子育てに関心のある親や学習を希望する親のみではない」<sup>5</sup>として、「すべての親を対象とする家庭教育支援」<sup>6</sup>が課題であることを示している。2016年の児童福祉法の改正により、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、

その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」ことが明記された。そして、第3条2項には、「国及び地方公共団体は、児童が『家庭』において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとする。」ことが規定されている。個々の家庭の自主性を尊重しつつも、社会全体で子どもの幸福と成長を願い、支えていくという家庭教育支援が望まれる。

そこで、本稿は、昨年度行われた家庭教育支援関連施策を中心に、それら施策の展開の背景と目的を概観することを通して、現在の家庭教育支援の現状と課題を明らかにすることを目的とする。なお、本稿は、家庭・学校・地域社会の連携における家庭教育支援に関する研究の一部に位置づくものであり、本稿で取り上げる家庭教育支援は、学齢期の子どもとその家庭を分析対象としたものに限定している。

## II. 家庭教育支援関連施策の現状

真橋(2003)によれば、戦後日本の家庭教育振興施策が明確になったのは1960年代からであり、主として文部省(当時)による、家庭教育学級の展開を通して推進されていた<sup>7</sup>。家庭教育学級とは、社会教育の場で両親等に家庭教育に関する学習の機会を提供しようとするものであり、現在も家庭の自主性を重視し、保護者の学習を支援するものとして行われている。しかしながら「講座の提供や家庭教育支援に関わる場の提供だけでは、本当に支援を必要としている家庭の参加が十分ではない、といった課題」<sup>8</sup>が指摘されており、保護者が自ら公民館に向き、講座を受けるタイプの家庭教育支援では、一部の家庭にしか支援が届かない可能性が高い。そこで、本章では、保護者の学習支援を目的とした社会教育の枠組みを越えた家庭教育支援として①少子化対策としての保護者の就労支援、②いじめや不登校等への対応としての子どもの教育支援、③児童虐待や子どもの貧困問題等への対応としての児童福祉の充実という三側面から検討する。

### ①少子化対策としての保護者の就労支援

先に取り上げた「家庭教育の総合的推進に関する調査研究—家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究—」(2017)では、家庭教育に関する講座や研修会へ「参加したことがない」と回答した人の割合は労働時間が長くなるにつれ高くなり、週当たり60時間以上では、66.7%であった<sup>9</sup>。また、配偶者無の場合は68.5%であった<sup>10</sup>。保護者の労働時間の増加が、「講座型」の家庭教育支援を受けにくくしている一因だと考

えられる。このことから、保護者の就労支援という側面からの家庭教育支援の必要性が浮かび上がる。

このような保護者の就労支援という側面からの家庭教育支援は、少子化対策として、内閣府や厚生労働省等、省庁を越えた施策が展開されつつある。真橋(2003)は、家庭教育に関する政策面において、歴史的にみると振興策が際立った時期があり、「近年も、少子化問題とともに子育てや家庭教育への関心が一段と高まっているように思われる」<sup>11</sup>と述べている。日本において、少子化問題が顕著となったのは、1990年のいわゆる「1.57ショック」からである<sup>12</sup>。1994年に政府は仕事と子育ての両立支援のための保育の充実を軸とし、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により「エンゼルプラン」を策定した。2001年度から2002年度にかけて行われた「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」では、社会環境の変化によって家庭教育が困難な状況に陥っていることや、こうした状況を背景に各地で行政と地域の子育て関係者の連携によって家庭教育を支援する取組が少しずつ推進されていることが確認された<sup>13</sup>。最終的に取りまとめられた報告書では、「家庭は本来私的な領域であり、家庭教育はそれぞれの親の責任と自覚に委ねられるべきもの」<sup>14</sup>として保護者の責任について言及している。その一方で、「子育ては未来の日本を支える人材を育てる重要な営み」<sup>15</sup>であることや「子育て家庭の『支え』となる新しい人間関係、家族関係、地域社会を作っていくことが必要」<sup>16</sup>であるとの視点から企業等も含めた社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくことが求められていることも指摘している<sup>17</sup>。2002年には、「少子化対策プラスワン」において、保育の充実以外にも、「子育てをする家庭の視点から見た場合、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要」<sup>18</sup>との認識から、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における次世代支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組の推進の必要性が指摘された<sup>19</sup>。

以後、2003年の少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、2012年の子ども・子育て関連3法の制定等、様々な法整備が進められてきている。2016年度は、保護者の就労支援の側面からの支援として、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」や「放課後児童健全育成事業(放課後子ども総合プラン内)」が行われた。

### ②いじめや不登校等への対応としての子どもの教育支援

「地域における家庭教育支援施策に関する調査」(2013)によると、各自治体が家庭教育支援施策を展

開するにあたり、特に課題だと感じていることについて最も多い回答は「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない(47.4%)」であった<sup>20</sup>。いじめや不登校等の子どもの問題から生じる子どもの教育支援の側面として、「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親」へ支援していく必要性を指摘できる。

核家族化や都市化に伴う家庭や地域の教育力の低下といった指摘は、1960年代にみられた青少年の非行問題から度々指摘されるようになり、1980年代には、小・中学校でのいじめ、登校拒否、校内暴力等、社会的に大きな関心と呼ぶ事態が頻発した<sup>21</sup>。そうした中、1995年に「スクールカウンセラー活用調査研究」が創設され、臨床心理士をはじめとした専門家が学校に派遣されはじめた<sup>22</sup>。これにより、いじめや不登校等への対応としての子どもの教育支援の側面から保護者に対する相談援助活動が行われるようになった。加えて、1990年代には子どもの「生きる力」を育むために、学校週5日制の導入等、家庭・学校・地域社会が役割を明確にし、連携協力していこうとする取り組みが推進された。家庭教育も学校や地域と連携して行う必要があるとの認識が広まり、木全(1997)は「家庭での望ましい子育て、教育は、閉ざされた家庭で孤立して行うものではなく、近隣の人々及び地域社会との連携のなかでなされる」<sup>23</sup>と指摘している。文部科学省は2007年に「家庭教育支援のための連携事例集」を作成し、「学校や子育て支援団体、企業など、地域で子育て支援に関わる幅広い方々と連携して取り組む」家庭教育支援の推進を促進している<sup>24</sup>。2008年の教育振興基本計画(第一期)では、重要施策の一つとして、家庭教育が位置づけられた。そこでは、中心的に取り組む施策として「子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進」が挙げられた<sup>25</sup>。これを契機に「広く全国の市町村で、地域の子育て経験者、民生委員や、保健師などの専門家が連携し、チームを構成して支援する」<sup>26</sup>というチーム支援の推進が進められるようになった。

2016年度は、「学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援」、「家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化」、「子供の基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発」といった施策が展開された。

### ③児童虐待や子どもの貧困問題等への対応としての児童福祉の充実

1994年の児童の権利条約の批准以降、「子どもの権利、特に適切に養育される権利を保障するためには、現に養育を行っている家族、あるいはその他の養育者

を支援することが不可欠である」<sup>27</sup>といった観点から子どもも親も支援していこうとする、家庭支援の施策が進められてきている。2000年には、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、第5条の「児童虐待の早期発見」と第6条「児童虐待に係る通告」は、それまで児童福祉法で形骸化していた発見と通告の義務を学校教職員にアピールするものとなった<sup>28</sup>。加えて、いじめや不登校、暴力行為といった子どもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮等の家庭環境が影響していることが少なくないことが指摘された<sup>29</sup>。そのため、児童生徒の置かれている環境に働き掛けて子供の状態を改善するため、学校と関係機関をつなぐソーシャルワークを充実させることが必要であるとの認識の下、2008年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」が創設された<sup>30</sup>。また、2007年に東京都港区教育委員会が「学校法律相談」を開始することを発表すると、各地で無理難題要求を行う保護者の事例がマスメディアによって報道されるようになり、いわゆる「モンスターペアレント」として取り沙汰されるようになった<sup>31</sup>。日置(2010)が「周囲を困らせている保護者が実は支援を必要としているのである」<sup>32</sup>と指摘するように、経済的・精神的余裕のなさから、子どもをはじめ、周囲を困らせてしまう保護者に対する家庭教育支援の必要性が浮かび上がる。2011年度には、教育振興基本計画の改訂に向け、家庭教育支援の推進に関する検討委員会が開かれ、その報告書として「つながりが創る豊かな家庭教育—親子が元気になる家庭教育支援を目指して—」(2012)がまとめられた<sup>33</sup>。報告書では、現在の家庭教育支援の課題について次の4点をあげている。①子の誕生から自立までの切れ目のない支援、②届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携、③多様な世代がかかわりあう社会で、子どもの育ちを支える、④地域の取組の活性化である。報告書では、4つの課題認識のもと、家庭教育支援のあり方として「親の育ちを応援する」、「家庭のネットワークを広げる」、「支援のネットワークを広げる」という3つの方向性が示された。この報告書を受け、2013年の教育振興基本計画(第二期)では、「親子の育ちを応援する学習機会」の充実と「コミュニティの協働による家庭教育支援の強化」、「課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりの推進」が基本施策として明記された。

2013年度には、家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会によって、「家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか保健福祉部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す」<sup>34</sup>アウトリーチ

支援の重要性が指摘された。こうした支援は、保護者の自助努力を促すことにとどまらない、新たな支援の形だといえよう。その後、文部科学省は、2014年度に新規事業として「課題を抱える家庭へのアウトリーチ支援の分析・支援手法の実証研究」を含む「学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育

支援（多様な主体の参画による家庭教育の充実）」を立ち上げた。さらに、2015年度に行われた家庭教育支援手法等に関する検討委員会では、家庭教育支援チームが中心となったアウトリーチ支援の手法である「訪問型」家庭教育支援が検討され、2016年に「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」が示された<sup>35</sup>。

表1 2016年度家庭教育支援関連施策の一覧

施策名	目的	関係部局	対象
地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業	経済的困難をはじめとする様々な問題を抱え込み主体的な家庭教育が困難になっている家庭やその子供に対して、学校や地域の関係機関等と連携した家庭教育支援チーム等による訪問型支援等の幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築する。	文科省	学齢期の子どもとその家庭(茨城県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県)
学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援	家庭教育を支える環境の大きな変化や、児童虐待相談件数の急速な増加など、家庭をめぐる問題が困難化する中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっており、多様な主体の参画による家庭教育の充実を推進する。	文科省	学齢期の子どもとその家庭(祖父母、学生(次世代支援))
家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部)	すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。	文科省	学齢期の子どもとその家庭
子供の生活習慣づくり支援事業	官民連携による子供の生活習慣づくりに関する全国的な普及や啓発を行うとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究(中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業)を実施する。	文科省	学齢期の子どもとその家庭、地域住民
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出席前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。	厚労省	養育支援が必要となっている家庭
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る発見・早期対応に資することを目的とする。	厚労省	要保護児童等
子育て短期支援事業	この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合及び経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設(以下「実施施設」という。))において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	厚労省	家庭において養育することが一時的に困難となった児童及び経済的理由により緊急一時的に保護が必要な母子
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を役員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者とを相互援助活動による連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。	厚労省	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等
放課後児童健全育成事業(放課後子ども総合プラン内)	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教員や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	厚労省	保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童

出典：「子ども・子育て支援新制度について」(内閣府、2017)<sup>35</sup>、「平成28年度家庭教育支援予算部」(文部科学省、2017)<sup>37</sup>、「子ども・子育て支援」(厚生労働省、2017)<sup>38</sup>

2016年度は、「地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子供を守る地域ネットワーク強化事業」、「子育て短期事業」といった施策が展開された。

以上、昨年度行われた家庭教育支援の展開と目的を概観し、一覧にまとめたものが表1である。

### Ⅲ. 家庭教育支援の類型化

表1にみられるように、現在の家庭教育支援は、従来の社会教育の枠組みを越えたものもあり、それらの施策の主管庁による「タテ割り行政」に伴うセクショナリズムの弊害等が起りやすくなっていることが考えられる<sup>39</sup>。山野（2016）は、「子どもに関わる支援者がどこでどう活動しているのか、大枠でも全体像が見えないと、自身が担っていることの意味や担うべき役割がわかりづらく、継続しなかったり、過度な支援になってしまう<sup>40</sup>」として、家庭教育支援の全体像の把握の必要性を指摘している。そこで、本章では、表1で取り上げた施策についてその支援手法に着目し、類型化を試みる。

従来の社会教育の枠組みを越えた支援に多くみられる手法として、「届ける支援（アウトリーチ）」がある。「一般的には、悩みや課題を抱えた保護者は、家庭生活に余裕がないことも多いため、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい<sup>41</sup>」とされる。「家庭教育を行うことが困難になっている孤立しがちな家庭や親へ支援を届ける取組（アウトリーチ）」そこで、家庭教育支援の類型化を行う上で一つの視点として、【家族が支援を受けに行く】のか、【家庭へ支援に来てもらう（アウトリーチ）】のかを設定する。

一方、そもそも家庭教育支援は「親の親としての学びや育ちを応援すること<sup>42</sup>」が基本であり、「親の支援を通じて、子どもの育ちを支えていくということ<sup>43</sup>」が目的である。その際、「親の元気や子どもを育てようという気持ち<sup>44</sup>」をまず大切に、「子育てを楽しむことや親自身の人間としての成長を支えていくこと<sup>45</sup>」が重要である。林（1998）は「本来、子どもの教育は保護者の多様な価値観の裁量に委ねられるべきもの<sup>46</sup>」であるが、「価値観の裁量は保護者の恣意に墮することがないよう、保護者自身が厳しく自己を律していく努力を要求されているといえる。そうした点において、家庭の教育力を高める支援を必要とするであろう<sup>47</sup>」と指摘する。すなわち、家庭教育支援においては、保護者を被支援者としてだけでなく、自らも学び、育つ生涯学習者として捉え、支援してい

くことが重要だと考えられる。そこで、【保護者がイニシアティブをとる】のか、【支援者がイニシアティブをとる】のかを一つの軸として設定する。

以上を踏まえ、【家族が支援を受けに行く】のか、【家庭へ支援に来てもらう（アウトリーチ）】のかという視点と【保護者がイニシアティブをとる】のか、【支援者がイニシアティブをとる】のかという視点で整理し、類型化したものが、次の表2である。なお、全ての家庭を対象とした家庭教育支援（第一次予防）<sup>48</sup>に該当すると判断したものに下線を引いた。

表2を見ると、下線を引いた、全ての家庭を対象とした家庭教育支援（第一次予防）は、【保護者がイニシアティブをとる】ものとなっていることが分かる。これらの施策は、自助・互助を促す支援と言えるだろう。一方、問題が顕在化した家庭や専門的な対応が必要な家庭に対する家庭教育支援（第二次予防、第三次予防）は、【支援者がイニシアティブをとる】ものとなっている。これは、平田（2015）が「子どもの福祉と親の福祉が拮抗する場合は、子どもの福祉を第一に援助する必要がある<sup>49</sup>」と指摘するように、場合によっては、保護者の意思よりも、子どもの幸せを重視し、支援を進めていく必要があるからであろう。とりわけ、支援者がイニシアティブをとり、家庭へ支援を届けていくタイプの支援は、子どもの命を守るという側面が強い場合が多い。こうした支援は、専門家による対応が必要であり、地域住民が行うことは難しいと考えられる。家庭教育支援は、生涯学習者としての保護者がイニシアティブをとることを基本とし、問題が顕在化し、専門的な対応が必要な家庭に対しては、支援者がイニシアティブをとり、家庭を支えていくというあり

表2 家庭教育支援関連施策の類型化

	【家族が支援を受けに行く】	【家庭へ支援に来てもらう（アウトリーチ）】
	<u>2. 学びの機会の充実や多様な主体のネットワークによる家庭教育支援</u>	<u>1. 地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業</u>
【保護者がイニシアティブをとる】	<u>4. 子供の基本的な生活習慣づくりの推進のための普及啓発</u>	<u>3. 家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化</u>
	7. 子育て短期支援事業	5. 養育支援訪問事業
【支援者がイニシアティブをとる】	8. 子育て援助活動支援事業	6. 子どもを守る地域ネットワーク強化事業
	9. 放課後児童健全育成事業	

（表1をもとに筆者作成）

方が望ましいと考えられる。

一方、外から見れば問題が顕在化していない段階であっても、保護者自身が家庭教育支援を必要だと感じている場合もある。そうした場合であっても「自分にどのような支援が必要なのか」や「必要な支援をどこに行けば受けられるのか」が分からない場合も少なくないだろう。「家庭教育の総合的推進に関する調査研究—家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究—」(2017)では、子育てに関する負担について、「子育てに関する情報が多すぎる」と「少なすぎる」とを上回るという結果を示している。『少子化対策白書』(2014)では「各市町村において様々な子育てを支援する事業が展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいか、具体的な事業内容がどのようなものなのかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確かな情報を得られにくい状況にある」<sup>50</sup>ことが指摘されている。

こうした状況に対し、妊娠時～就学前までの切れ目ない子育て支援をねらった取組に関する研究や実践は行われてきている<sup>51</sup>。2015年度からは、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な支援や事業等を円滑に利用できるような支援する「利用者支援事業」が実施されている。しかし、「利用者支援事業」における利用者とは、就学前の子どもとその家庭が基本であり、学齢期の子どもとその家庭は「状況に応じて」という扱いとなっている。子どもの成長発達につれて、家庭教育の課題も変化していく。そうした中、子どもが学齢期となり、さらには青年期を迎えるにあたって、家庭における親の役割について悩みを感じる人は少なくない<sup>52</sup>。今後は、学齢期の子どもとその家庭にとっても、身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な支援や事業等を円滑に利用できるような支援が必要であると考えられる。

#### IV. おわりに

本稿は、昨年度行われた家庭教育支援関連施策を中心に、それら施策の展開の背景と目的を概観することを通して、現在の家庭教育支援の現状と課題を明らかにすることを目的とした。本稿で得られた知見は次の通りである。

1. 現在の家庭教育支援は、保護者の学びを支援するという社会教育の側面のみならず、①少子化対策としての保護者の就労支援、②いじめや不登校への対応としての子どもの教育支援、③児童虐待や子どもの貧困問題等への対応としての

児童福祉の充実といった側面からも推進されてきたこと。

2. 家庭教育支援は、生涯学習者としての保護者がイニシアティブをとることを基本とし、問題が顕在化した家庭や専門的な対応が必要な家庭に対しては、支援者がイニシアティブをとり、家庭を支えていくというあり方が望ましいこと。
3. 外から見れば問題が顕在化していない段階であっても、保護者自身が家庭教育支援を必要だと感じている場合もある。学齢期の子どもとその家庭にとっても、身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な支援や事業等を円滑に利用できるような支援が必要である。

2006年には教育基本法が改正され、国や地方公共団体による家庭教育支援の責務が明確に示される中、「講座型」の家庭教育支援とは、対象も手法も異なる施策が打ち出されるようになった。教育基本法の改正により、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定(第13条)が定められたところであるが、家庭教育支援についても相互の連携及び協力を努める必要があると言えよう。なお、今回は昨年度実施された家庭教育支援関連施策について検討をしたが、家庭教育支援は、今回検討した公助のみならず、自助・互助・共助といった、子どもも大人もともに助け合いながら行う取組である。今後は、地域の実態に焦点をあて、自助・互助・共助も含めた家庭教育支援の現状と課題を明らかにしたい。

#### 【注及び引用参考文献】

- 1 文部科学省「地域の特性を生かし連携した家庭教育支援の在り方—家庭教育支援の推進につながる取組とは—」(平成28年度全国家庭教育支援研究協議会資料)2017年、98頁。内閣府「男女共同参画白書 平成28年版」2016年、47頁。
- 2 株式会社インテージリサーチ「家庭教育の総合的推進に関する調査研究—家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究—」(平成28年度文部科学省委託調査)2017年3月、59頁。http://katei.mext.go.jp/contents2/pdf/H28\_kateikyoiukushien\_houkokusho.pdf (2017/09/20 取得)
- 3 同上書、84頁。
- 4 家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携の促進について(報告)」2004年3月。

- [http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/03/04041201/001.htm](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/03/04041201/001.htm) (2016/10/18最終閲覧)
- <sup>5</sup> 同上.
- <sup>6</sup> 同上.
- <sup>7</sup> 真橋美智子「戦後日本の家庭教育政策と家庭教育論—1960年代を中心に—」『日本女子大学紀要』第14号, 2003年, 110頁.
- <sup>8</sup> 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会「『家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会』における審議の整理」2014年, 5頁.
- <sup>9</sup> 株式会社インテージリサーチ, 前掲書, 84頁.
- <sup>10</sup> 同上.
- <sup>11</sup> 真橋美智子, 前掲書, 109頁.
- <sup>12</sup> 内閣府『少子化社会白書』2007年, 24頁. <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2007/19pdfhonpen/pdf/jl020100.pdf> (2017/09/21 取得)
- <sup>13</sup> 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会 中間報告」2002年3月. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020301.htm) (2017/09/23 最終閲覧)
- <sup>14</sup> 同上.
- <sup>15</sup> 同上.
- <sup>16</sup> 同上.
- <sup>17</sup> 同上.
- <sup>18</sup> 同上書, 26頁.
- <sup>19</sup> 同上.
- <sup>20</sup> 株式会社リベルタス・コンサルティング「地域における家庭教育支援施策に関する調査」(平成24年度文部科学省委託調査) 2013年3月, 41頁. [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2014/01/27/1339969\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2014/01/27/1339969_5.pdf) (2015/11/11 取得)
- <sup>21</sup> 文部科学省「臨時教育審議会設置までの教育改革の検討」『学制百二十年史』[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318295.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318295.htm) (2017/09/24 最終閲覧)
- <sup>22</sup> 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について(報告)」2017年1月, 2頁. [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/07/27/1381051\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/07/27/1381051_2.pdf) (2017/09/25 取得)
- <sup>23</sup> 木全力夫「学校, 家庭, 地域の連携をいかに進めるか」『創価大学教育研究』第6号, 1997年, 38頁.
- <sup>24</sup> 文部科学省「家庭教育支援のための連携事例集」2012年6月. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/07070604.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/07070604.htm) (2017/09/22 最終閲覧)
- <sup>25</sup> 「教育振興基本計画」2008年7月, 17頁. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2013/05/16/1335023\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afiedfile/2013/05/16/1335023_002.pdf) (2017/09/23 取得)
- <sup>26</sup> 同上.
- <sup>27</sup> 社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」2016年3月, 1頁. [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf) (2017/09/26 取得)
- <sup>28</sup> 子ども虐待防止オレンジリボン活動ホームページ「児童虐待防止法制度」<https://www.orangeribbon.jp/about/child/institution.php#01> (2017/09/25 最終閲覧) 参照, 文部科学省(2000)は「学校においては, 校長のリーダーシップの下, 全教職員が一致協力し, 教職員一人一人が自覚と責任感を持って, 日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに, 幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することにより, 児童虐待の早期発見に努めていただくことが大切です。」として, 学校の役割について述べている。文部科学省「『児童虐待の防止等に関する法律』の施行について」2000年11月20日 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309988.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309988.htm) (2017/09/25 最終閲覧)
- <sup>29</sup> 鶴飼孝導「スクールソーシャルワーカーの導入—教育と福祉の連携の可能性—」『立法と調査』第279号, 2008年, 61頁.
- <sup>30</sup> 教育相談等に関する調査研究協力者会議, 前掲書, 3頁.
- <sup>31</sup> 毎日新聞「多発する親の非常識なクレーム 抗議? 情報? 学校困惑」2007年7月9日朝刊(東京版).
- <sup>32</sup> 日置真世「スクールソーシャルワーカーから見るこれからの子ども家庭支援のあり方—当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性—」『子ども発達臨床研究』第4号, 2010年, 23頁.
- <sup>33</sup> 家庭教育支援の推進に関する検討委員会「つながりが創る豊かな家庭教育—親子が元気になる家庭教育支援を目指して—」2012年3月. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/03/\\_icsFiles/afiedfile/2012/03/29/1319222\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/_icsFiles/afiedfile/2012/03/29/1319222_1_1.pdf) (2014/10/21 取得)
- <sup>34</sup> 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会, 前掲書, 7-8頁.
- <sup>35</sup> 家庭教育支援手法に関する検討委員会監修, 文部科

- 学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」2016年3月。http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962\_01.pdf (2017/09/23 取得)
- <sup>36</sup> 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」2017年6月，参照。http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei.pdf (2017/08/20 取得)
- <sup>37</sup> 文部科学省「平成28年度家庭教育支援予算」2016年4月，参照。http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_icsFiles/afieldfile/2016/04/25/1361401\_05.pdf (2016/06/08 取得)
- <sup>38</sup> 厚生労働省ホームページ「子ども・子育て支援」参照。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\_kosodate/kosodate/index.html (2017/09/23 最終閲覧)
- <sup>39</sup> 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会(2017)は，家庭教育支援を進めるに当たり，常に浮上している課題の一つとして，「行政の縦割りの問題」が挙げられてきたと指摘している。家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」2017年1月，2頁。http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_icsFiles/afieldfile/2017/04/03/1383700\_01.pdf (2017/09/23 取得)
- <sup>40</sup> 山野則子「家庭教育支援のためのチームづくり——SCやSSW，各種の学校サポーターとの連携」『児童心理』第70巻7号，2016年4月，64頁。
- <sup>41</sup> 家庭教育支援手法等に関する検討委員会監修，文部科学省，前掲書，4頁。
- <sup>42</sup> 家庭教育支援の推進に関する検討委員会，前掲書，13頁。
- <sup>43</sup> 同上書，14頁。
- <sup>44</sup> 同上書，13頁。
- <sup>45</sup> 同上。
- <sup>46</sup> 林孝『家庭・学校・地域社会の教育連携—学校週5日制導入による保護者の意識変化—』多賀出版，1998年，202頁。
- <sup>47</sup> 同上。
- <sup>48</sup> 岡村(1974)は，社会生活上の困難の発生予防と社会生活の積極的な改善を目的とする新たな社会福祉を「予防的社会福祉」とする提唱を行っている。ここでは「予防」という概念を，すべての人を対象に，社会生活上の困難を予防する「第一次予防」，既に起こっている社会生活上の困難を早期発見，早期治療する「第二次予防」，発生している社会生活上の困難を極力少なくし(第1次段階)，生活機能の回復や発達の促進，自立への助長を促す(第2次段階)の「第三次予防」という3つのレベルに分けて整理している。(岡村重夫『地域福祉論』光生館，1974年。)本稿においては，この岡村(1974)の予防レベルに示唆を得て，家庭教育支援を，すべての家庭を対象とした「第一次予防」，問題が顕在化し，不安や悩みを抱えている家庭を対象とした「第二次予防」，発生した問題の軽減のため，専門的対応が必要な「第三次予防」という3つのレベルでとらえ，整理した。
- <sup>49</sup> 平田祐子『ケースマネジメントによる子育て支援コーディネーター効果的なサービス提供のために—』ミネルヴァ書房，2015年，11頁。
- <sup>50</sup> 内閣府『平成26年度版少子化白書』2014年，109頁。
- <sup>51</sup> 例えば，助産師の活用による妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目ない支援の重要性を指摘した研究(福島富士子「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援について」『月刊地域保健』第46巻第1号，2015年，6-13頁。)や，フィンランドの子育て家族・青少年サービス体系における「ネウボラ」に着想を得て，安心して産み・育てられる環境の一例として「総合母子保健センター」を提案した研究(林已知夫・高橋睦子『子育て世代が住みたいと思うまちに』第一法規，2014年。)などがある。
- <sup>52</sup> 家庭教育支援の推進に関する検討委員会，前掲書，10頁。

(主任指導教員 林 孝)